

# シンガポール 2023 年度予算について

青山総合会計事務所シンガポール

税理士

片岡宏将

英国勅許公認会計士 Louis Mak

今回は、2023 年 2 月 14 日に発表された 2023 年度のシンガポール予算案をご紹介します。ローレンス・ウォン副首相兼財務相は「新しい時代への前進」と題した当該予算案において、シンガポールの競争力強化を目的とする経済施策を発表しました。国際的に政治や金融面で不安定な状況ではあるものの、2023 年度のプラスの経済成長率を見込み、今回の予算が策定されています。

2023 年度予算では、シンガポール国籍保有者を対象としたインフレーションと GST 税率の上昇への対応策、シンガポールへの質の高い投資の定着、イノベーションの強化、地元企業の育成、労働者の能力強化・エンパワーメントなどを支援するための様々な措置が盛り込まれています。その予算から、法人所得税に関する改正内容のポイントを紹介させていただきます。

## 1. GloBEe ルール1および国内トップアップ税2の実施

2022 年度予算教書において、最低実効税率(「METR」)と呼ばれる国内トップアップ税の導入の可能性についての研究が発表されました。当該税制については、シンガポールで事業活動を行う年間収入 7 億 5000 万ユーロ以上の多国籍企業グループが対象となり、minimum effective tax rate (METR, 税率 15%) の適用対象となります。

トップアップ税は、実効税率が GloBE ルールに規定する 15%に満たない場合において、課税所得に対し METR と実効税率の差分を課税する税制です。

シンガポールにおいては、所得が適正な税率で課税されることを確保することを目的とした「税源浸食と利益移転 Pillar2」に基づき、2025 年 1 月 1 日以降に開始する事業年度から、Pillar2 の GloBE ルールおよび国内トップアップ税を実施する予定となっています。

政府は、国際的な進展を監視し、必要に応じて実施時期を調整することとしています。

## 2. 企業革新制度 (the Enterprise Innovation Scheme) の導入

次の要件を満たす活動に対し、適用可能な税額控除または所得控除が拡充または新規導入されることになりました。

<sup>1</sup> Global Anti-Base Erosion (“GloBE”) Rules

<sup>2</sup> Domestic Top-up Tax

適格活動要件	既存の税制	拡充/新設される税制 [賦課年度(YA)2024年～2028年]
シンガポールにおける研究開発	人件費・消耗品費の金額につき250%の税額控除	賦課年度あたり人件費および消耗品費につき、合計 SGD400,000 までの金額に対し400%の税額控除
知的財産(IP)の登録	適格 IP 登録費用について、SGD100,000 までの金額につき200%の税額控除	賦課年度当たりの適格 IP 登録費用につき、SGD400,000 までの金額に対し400%の税額控除
知的財産権(IPR)の取得・ライセンス	適格 IPR の取得価額の5、10、15年間にわたる100%の償却費計上(WDA)  適格 IPR ライセンス支出に対し、SGD100,000 までの金額につき200%の税額控除	賦課年度当たりの IPR の取得・ライセンスにかかる適格支出につき、SGD400,000(合算上限)までの金額に対し400%の償却費計上  当該賦課年度の売上高が5億シンガポールドル未満の企業に限り、当該拡充措置が適用される。
教育訓練	対象となる教育訓練費の100%税額控除	賦課年度当たりの適格教育訓練コースに関連し発生する適格要件を満たす教育訓練費用につき、SGD400,000 に対し400%の税額控除
工業系学校(ポリテクニク)、技術教育機関、その他の適格パートナーと共同で実施するイノベーション・プロジェクト	本質的に資本性支出として取扱われ、研究開発費として認められていないためとは、従来は損金不算入	賦課年度当たり、適格プロジェクトに要した適格支出の SGD50,000 までの金額に対し400%の税額控除

\* 税額控除/所得控除に代えて、企業は、基準となる賦課年度において SGD1,400 以上の月額給与を支給するローカル正社員を3名以上かつ最低6カ月間に渡り雇用している場合には、上記の条件を満たす全ての活動にわたって、YA 当たりの要件を満たす支出総額の SGD100,000 を上限として、20%の非課税現金支出を選択することができます(上限 SGD20,000)。

その他の適格要件については改正が行われません。

シンガポール内国歳入庁(以下「IRAS」)は、2023年6月30日までに改正の詳細を公開する予定です。

### 3. 国際化のための二重課税控除(DTDi)スキームの拡充

2025年12月31日まで有効な既存の DTDi スキームは、「e コマース・キャンペーン」活動を含むように拡充され、e コマース・プラットフォーム/サービス提供者に支払う以下のスタートアップ費用を含めることになりました。:

- a. ビジネスアドバイザー
- b. アカウント作成
- c. コンテンツ制作
- d. 商品の掲載・掲載

この制度拡充は、2023年2月15日以降に発生した、認定された資格を有するeコマース・キャンペーン開始費用に対して実施されます。

シンガポール国際企業庁(Enterprise SG)は、2023年2月28日までに変更の詳細を公開する予定です。

#### 4. 機械・プラント購入費の加速度償却(P&M)

賦課年度2024年の機械設備及び器具備品(P&M)の設備投資を行った企業は、2年間で取得価額の償却を行うことができます。賦課年度2024年は取得価額の75%、賦課年度2025年は取得価額の25%を償却することができます。

税務上の減価償却費(キャピタルアローワンス)の繰延は認められません。

#### 5. 適格改修・改装(「R&R」)費用の加速度控除

賦課年度2024年において、適格なR&R費用を支出する企業は、同一の適格条件が適用されることを条件として、一賦課年度においてR&R控除を選択することができます。当該選択については取り消すことができません。

#### 6. 適格債務証券(「QDS」)スキームの延長・改正

- a. QDS制度は2028年12月31日まで延長されます。
- b. 適格所得の範囲が整理され、QDSの早期償還に係る全ての支払いをカバーするよう明確化されます。
- c. QDSをシンガポールにおいて実質的に取りまとめされなければならないという要件は、以下のように整理されます。
  - i) 2023年2月15日以降に発行される債務証券は、金融セクター・インセンティブ(「FSI」)会社に代わり、特定のライセンスを保有する金融機関によって、シンガポールにおいて実質的に取りまとめされなければならない。
  - ii) 2024年1月1日以降に発行され、上記c(i)の条件を満たさない保険関連証券(ILS)は、発行体がシンガポールの事業者を支払ったILS発行費用の少なくとも30%を負担しなければなりません。

その他の適格条件については、改正は行われません。

シンガポール通貨金融庁(「MAS」)は、2023年5月31日までに更なる詳細を公表する予定です。

#### 7. プライマリー・ディーラーがシンガポール政府証券の取引から得た所得に対する非課税措置の延長

当該制度は2028年12月31日まで延長されます。

その他の適格条件に関する改正は行われません。

8. 資産証券化取引(以下「ASPV スキーム」)に従事する認定特定目的媒体に対する税制上のインセンティブスキームの延長・精緻化、およびカバードボンドを支援する新たなサブスキームの導入
- a. ASPV スキームは 2028 年 12 月 31 日まで延長されます。
  - b. GST 回収率は、既存の 76%の固定金利から、当該年度の MAS によりライセンスを許可された金融機関に与えられた一般的な GST 回収率/方法に修正されます。
  - c. MAS が管理する新しいサブ・スキームである ASPV (カバード・ボンド)は、2023 年 2 月 15 日から 2028 年 12 月 31 日まで、MAS 通知 648 に定義されているカバード・ボンドに関連して、「カバード・プール」を保有する特別目的会社のために導入されます。

その他の適格条件に関する改正は行われません。

MAS は、2023 年 5 月 31 日までに更なる詳細を公表する予定です。

9. FSI スキームの拡張と改良

FSI のスキームは次のように拡大・見直しされます。:

- a. FSI スキームは 2028 年 12 月 31 日まで延長されます。
- b. FSI Headquarter Services のインセンティブに基づき、適格非居住者に対する適格融資期間中の利息支払いに対して付与される源泉税の免除は、2028 年 12 月 31 日まで延長されます。
- c. 既存の協定税率は、2024 年 1 月 1 日から承認された新規及び更新の裁定に対して、10%及び 13.5%の 2 つに整理される:
  - i) FSI 資本市場、FSI デリバティブ市場および FSI-クレジット・ファシリティーズ・シンジケーション : 5%から 10%
  - ii) FSI Fund Management と FSI-Headquarter Services : 10%
  - iii) FSI 受託会社 : 12%から 13.5%、
  - iv) FSI Standard Tier : は 13.5%
- d. 適格な活動は、継続的な関連性を確保するために見直される予定です。

MAS は、2023 年 5 月 31 日までに変更の詳細を公表する予定です。

10. 障害者福利厚生のための建物改修費用の税額控除の撤回

シンガポール所得税法のセクション 14F に基づいて適用される現行の税額控除は、2023 年 2 月 15 日をもって終了となります。

11. 公的性格・適格機関への適格寄附金控除 250%の延長

2024 年 1 月 1 日から 2026 年 12 月 31 日までに行われた、適格な寄付に対する既存の所得控除が延長されます。その他の適格条件に関しては、変更の予定はありません。

## 12. ファミリーオフィスの社会貢献税優遇制度の導入

適格な現地仲介業者を通じて行われる海外寄付については、シンガポールに拠点を置くファミリー・オフィスを有する適格ドナーに対して、ドナー国の法定所得の40%を上限とする100%の税額控除が認められます。受給資格を得るためには、ドナーはSITAのセクション130または13Uに基づいてインセンティブを与えられた基金を有し、他の適格条件の中でSGD200,000の追加的な事業支出を負担しなければなりません。

MASは、2023年6月30日までに更なる詳細を提供する予定です。

### 【おわりに】

今回は2023年度予算案のポイントをご紹介します。2022年度は経済成長率、失業率ともに新型コロナウイルス感染症の影響を回復したように見受けられます。国際経済は依然として不透明な状況であることは否めない状況ですが、今後もシンガポールの動向に注目していきたいと思っております。

貴社名 青山総合会計事務所シンガポール

お名前 片岡宏将

自己紹介(在星歴、ご趣味などなど)

静岡大学大学院人文科学研究科修了、2002年より名古屋を基盤とする税理士法人に入社し、中小企業から上場企業までの幅広い法人クライアントを中心に顧問業務、アドバイザー業務に従事。その後、2019年より青山総合会計事務所シンガポールにて、法人関連のクロスボーダー取引にかかるアドバイザー業務や日本からシンガポールへの移住や財産承継に関する個人関連のアドバイザー業務に従事している。

趣味は、浜田省吾、ウイスキーと日本酒、ゴルフ。

お名前 Louis Mak

自己紹介(在星歴、ご趣味などなど)

IRAS勤務よりキャリアをスタートし、グローバルに展開する大手会計事務所における法人所得税を中心としたコンサル業務に従事したのち、2020年より青山総合会計事務所シンガポールにジョイン。Accredited Tax Advisorと資格を有し、キャリア20年の経験と知識を活かし、現在はTax Managerとして数多くのクロスボーダーの税務アドバイザー業務や法人所得税の申告案件に従事している。